



NO. 395

2026. 5. 15

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会
 大阪市天王寺区東高津町12-10
 大阪市立社会福祉センターB1F
 発行責任者 長谷川 美智代
 TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623
<https://city-osaka-ikuseikai.or.jp>
 定価 10円

大阪市手をつなぐ育成会 法人理念
障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように

大阪市への要望書に対する回答がありました

障がい者週間に合わせ、令和7年12月3日に、(一財)大阪市身体障害者団体協議会、(一社)大阪市視覚障害者福祉協会、大阪市聴言障害者協会、(特非)大阪市難聴者・中途失聴者協会、(公財)阪喉会、(社福)大阪市手をつなぐ育成会の連名により、大阪市へ「要望書」を提出しており、詳細については、令和8年1月号のふれあいでご報告しています。

この度、4月15日に要望書に対する回答がありましたので、要望事項と大阪市からの回答を掲載します。

なお、個々の項目に対する回答は、各回答に記載の担当部署が作成をしています。

今後も障がいのある人たちが、地域で安心して暮らすことができるように要望をしていきたいと考えています。

◆要望事項と大阪市からの回答◆

項目	<p>も6月4日から施行され、「福祉サービスの提供」や「被災者援護協力団体の登録制度の創設」が盛り込まれていることから、その内容を加味したものにしよう要望する。なお、その際、障がい当事者の意見反映の場を設け、避難所等での障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援などにも配慮するよう要望する。</p>
	<p>【担当】 危機管理室 危機管理課(防災計画グループ) 電話：06-6208-7384</p> <p>大阪市においても、国の基本計画の修正や大阪府の地域防災計画の修正を踏まえ、適宜大阪市地域防災計画の修正を行っております。</p> <p>また大阪市地域防災計画は、市民の皆様から多様な御意見を頂くことを目的にパブリックコメントを実施したうえで、修正することとしております。</p>
2 項目	<p>障害者雇用促進法における地方公共団体の法定雇用率の経過措置が、来年6月末に終了することから、大阪市として積極的に障がい者雇用の促進に取り組み、3%(教育委員会は2.8%)の法定雇用率を令和7年度末、遅くとも令和8年7月当初には達成するよう要望する。また、法定雇用率を達成するだけでなく、雇用された障がい者が職場において働きがいを感じて就労し、職務においてもスキルアップできるよう配慮することを特に要望する。</p>

1 項目	<p>国においては今年7月に、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画である「防災基本計画」を、令和6年能登半島地震や、岩手県大船渡市林野火災ならびに近年の関連法令の改正、および施策の進展等を踏まえ修正を行っている。これには「避難生活に必要な物資の備蓄」「避難所環境の整備」「避難行動要支援者や避難支援者に携わる関係者に対する制度の周知・啓発等」が新たに市町村の努力目標として盛り込まれたところである。これを受けて、全国の各自治体ではそれぞれの地域防災計画を修正しており、大阪市においても早急にこれをおこなうよう、また、「災害対策基本法の一部改正法」</p>
------	---